

第4章 生物多様性の保全に向けて(自然環境)

人間生存の基盤であり、豊かな生活、文化、精神の基礎である生物多様性の保全と、その持続可能な利用を図ることを目的に、種々の保全対策等を総合的に推進しています。

第1節 自然環境の体系的保全

1. 施策の総合的推進

(1) 自然環境の概況

本県は本州のほぼ中央に位置し、太平洋に突き出た半島で、三方を海に囲まれ、北は河川を隔てて他都県と接しています。気候はおおむね温暖な海洋性気候であるが、北部にはやや内陸性気候のところもあります。年間降雨量は北部では1,300～1,600mm程度であるが、南部には2,000mmを超える多雨地帯もあります。

房総半島を地形から大別すると平坦な北総台地、100～300mの尾根が連なる南部丘陵地、海岸沿いの低地からなります。地層は大部分が新生代のもので、北は未固結の第四紀層、南は半固結の第三紀層に分けられます。火成岩は嶺岡山塊にハンレイ岩、蛇紋岩、玄武岩などが、銚子の利根川河口付近には古銅輝石安山岩が見られます。銚子で露出している中生層は本県でみられる最も古い地層であり、西に行くに従って地下にもぐり房総半島の基盤岩を形成しています。

森林は県土の3分の1を覆い、水平分布上照葉樹林帯に属するが、自然林は県土の0.5%を占めるのみで、ほとんどが南部丘陵に分布しています。北部にはスギ、ヒノキ等の人工林が、中部にはクヌギ、コナラ等の二次林が多区分布しています。南部丘陵の稜線付近には通常冷温帯林に属するツガ・ヒメコマツ林が見られるが、これは氷河期の植生の名残であるといわれています。

植物相の特徴として、沿岸部には暖流の影響を受けるため分布の北限となるハマユウ、ホルトノキ、マルバチシャノキなどがあります。

動物相は、鮮新世初期から洪積世にかけて三浦半島と房総半島の一部が陸続きであったため、南部丘陵を中心として丹沢山系との共通性が高く、天然記念物に指定されている高岩山のサル生息地におけるニホンザルをはじめニホンジカ、トウキョウサンショウウオ、カジカガエルなどが生息しています。北部は、南部に比して地質が新しいことと地形の変化が少ないことから野生動物にもあまり特徴的なものはないが、沼、河川、干潟などに飛来する鳥類はかなり豊富です。

海では暖流と寒流の影響を受けるため、館山湾を北限とする造礁サンゴや利根川を南限とする寒流系のサケなどの存在が知られています。

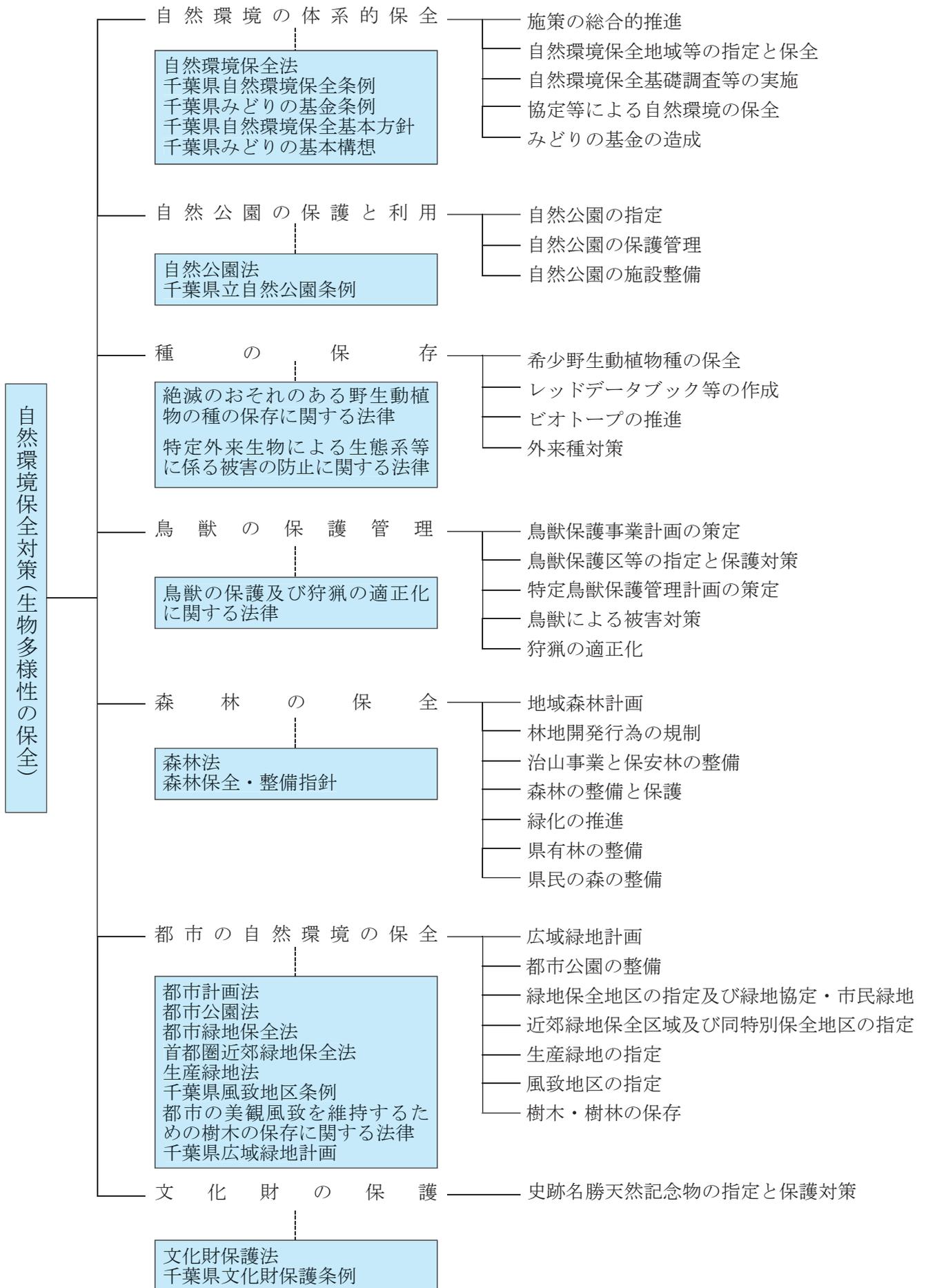
(2) 保全対策の総合的推進

本県は比較的平坦な地形と首都圏に位置することなどから、生活、産業活動、余暇活動などの場として土地利用が拡大し、自然の改変が進んでいます。自然は健康で文化的な生活に欠くことのできないものであり、また将来へ継承していかなければならない貴重な財産であることから、貴重な自然や生態系等を保全するとともに、自然の復元力の範囲内で適正な利用を図ることが必要です。

このため、「ちば新時代環境ビジョン」、「千葉県環境基本計画」、「千葉県自然環境保全基本方針」等に基づき、自然と人間との共生の確保に向け、地域指定等による多様な自然環境の体系的な保全、地域の特質に応じた生態系の維持・回復・希少野生生物の保護による生物の多様性の確保及び野生動物などの適正な保護管理等の対策を推進するとともに、人と自然とのふれあいの確保を推進しています(図2-4-1)。

また、人とみどりのハーモニーを基本目標とした「みどりの基本構想」を4年度に策定し、積極的に県内のみどりの保全と創出を図っています。

図2-4-1 自然環境保全対策体系図



2. 自然環境保全地域等の指定と保全

(1) 自然環境保全地域等の指定

優れた自然環境及び身近にある貴重な自然環境を将来に継承していくため、「千葉県自然環境保全条例」に基づき、次の3種類の保全地域を指定しており、16年12月末現在、28地域が指定され、その面積は県土の約0.4%に当たります（表2-4-1）。

ア 自然環境保全地域

優れた天然林が相当部分を占める森林の区域、地形や地質が特異な区域、希少あるいは固有な野生動植物が生息し又は生育している区域

イ 郷土環境保全地域

歴史的、郷土的に特色のある遺跡、建築物又は地域住民に親しまれてきた由来のある樹木、岩石、滝などと一体となって良好な自然環境を形成している区域

ウ 緑地環境保全地域

地域住民の健全な心身の保持、増進及び災害の防止などに役立つと認められる自然環境を形成している樹林地、水辺などの区域

表2-4-1 自然環境保全地域等の指定状況

(16年12月末現在)

地域名	地域数	面積
自然環境保全地域	9地域	1,773.75ha
郷土環境保全地域	18地域	105.31ha
緑地環境保全地域	1地域	77.30ha
合計	28地域	1,956.36ha

(2) 自然環境保全地域等の保全

自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある各種開発行為の規制等を行うとともに、指定地域を適切に保全していくため、巡視歩道、保護柵、標識、解説板等を整備しています。また、自然環境の保全に関する思想の普及、指導及び監視のため自然環境保全地域や自然公園などに自然保護指導員を100名（16年9月末現在）配置しています。

3. 自然環境保全基礎調査等の実施

(1) 自然環境保全基礎調査

自然環境保全基礎調査は、一般に「緑の国勢調査」と呼ばれており、「自然環境保全法」第4条の規定により、環境省が実施する環境保全のための基礎調査で、おおむね5年を周期としてとりまとめています。昭和48年度の第1回調査に始まり、11年度から第6回調査が実施され、「哺乳類生息分布調査」を行いました。

(2) 自然環境保全学術調査

優れた自然環境を有する地域を自然環境保全地域等として指定する場合に必要な基礎資料を得るための学術調査として、昭和47年度から実施しています。15年度は、栗山川中流部の湿原（多古町・光町）、金山ダム（鴨川市）で実施しました。

(3) 自然環境保全地域等変遷調査

自然環境保全地域等に指定された地域で、指定候補地選定のための基礎調査以来おおむね10年を経過している地域について、その間の動植物、地形等の変遷を明らかにするとともに前回調査を補足し、将来良好な状態で保全するための調査を実施しています。15年度は、高塚山自然環境保全地域（千倉町）、小御門神社の森郷土環境保全地域（下総町）、日吉神社の森郷土環境保全地域（東金市）の調査を行いました。

4. 協定等による自然環境の保全

(1) 自然環境保全協定

ア 協定の概要

ゴルフ場等の開発行為をしようとする事業者と「千葉県自然環境保全条例」第25条の規定により、自然環境の保全を図ることを目的に協定を締結しています。

イ 協定の締結状況

16年3月末における締結中の協定の総数は157件、協定面積合計12,676.9ha、緑地保全面積6,483.3haとなっています。

(2) 緑化協定

ア 協定の概要

一定規模以上の工場用地、住宅用地等の土地所有者又は管理者を対象とし、「千葉県自然環境保全条例」第26条の規定により、用地別及び

新・既設別に応じて*緑化率を規定し、緑化の実施及び維持管理について協定を締結しています。また、県は協定締結者に対し緑化技術等の指導助言を行っています。

イ 協定の締結状況

15年度には、工場用地等に係るもの13件について19.2haの緑地を確保する協定を締結しました。16年3月末における締結中の協定の総数は848件、緑地面積合計1,540.9haとなっています。

5. みどりの基金の造成

水源かん養機能等の公益的機能の高い森林、良好な自然環境の保全及び都市において良好な自然環境を形成している緑地の保全のため特に必要な土地の取得並びに緑化の普及啓発等の推進を図ることを目的に、「千葉県みどりの基金条例」に基づき、3年度から「みどりの基金」を造成しています。基金の造成目標額は100億円であり、16年3月末現在の積立額は約69億8千万円です。

第2節 自然公園の保護と利用

1. 自然公園の指定

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、「自然公園法」及び「千葉県立自然公園条例」に基づき指定され、16年3月末現在、県内には2つの国定公園及び8つの県立自然公園があり、その面積は県土の約5.5%に当たります（表2-4-2）。

自然公園は、保護と利用を内容とする公園計画に基づいて管理・整備されています。公園計画のうち保護計画は、風致景観の保護の必要度によって、特別保護地区、特別地域、普通地域、*海中公園地区に分け、風景に支障を及ぼす行為を規制誘導することによりその地域又は地区の保護を図るものです。利用計画は、自然公園利用の中心拠点として施設を集团的に整備する*集団施設地区及び園地、広場、駐車場等の単独施設を各地区の特性や利用度に対応しながら整備を進めるものです。

なお、10年4月から県立九十九里自然公園特別地域の海浜部において貴重な海浜動植物を保護するため、車両等の乗入れ規制を実施しています。

2. 自然公園の保護管理

自然公園内の優れた風景地を保護するため、「自然公園法」及び「千葉県立自然公園条例」に基づき各種開発行為の規制を行っており、風致景観に支障を及ぼす一定の行為については、知事の許可（特別保護地区、特別地域及び海中公園地区）又は知事への届出（普通地域）が必要です。また、建築物の建設については、「千葉県自然公園等における建築物建設に係る指導要綱」に基づき、事業者に事前協議と景観等影響評価を義務付けるなど、風致景観の適正な保全に努めています。

このほか、自然公園指導員、自然保護指導員を配置し、公園区域内の巡視及び公園利用者に対する公園利用道徳の高揚について啓発活動を実施しています。

3. 自然公園の施設整備

自然公園の施設は、自然公園の持つ恵まれた風致景観を保護するとともに、利用の促進を図り、多くの人々が豊かな自然にふれあえる野外活動の場として、公園計画に基づき整備するものです。

大房岬及び白子等の集団施設地区や犬吠埼遊歩道及び上永井展望施設などの単独施設の整備をほぼ完了させ、快適性、安全性向上のため施設の改修を実施しています。

また、自然公園の自然等について分かりやすく展示解説し、利用者指導や案内を行うため、デジタルセンターを設置しています。

第3節 種の保存

1. 野生生物の生息・生育状況

本県の野生生物は、沿岸部の暖流と寒流の影響等により、分布上貴重な種及び半島性に起因する房総固有の種又は特徴を有する種などが見られ、

表2-4-2 自然公園の指定状況（15年3月末現在）

区分	公園名	指定年月日	面積	保護計画	利用計画
国定公園	南房総国定公園	S. 33. 8. 1 (H. 14. 10. 11)	5,690ha	特別保護地区 特別地域 普通地域 海中公園地区	集団施設地区 単独施設
	水郷筑波国定公園	S. 34. 3. 3 (H. 5. 2. 5)	34,309 (千葉県3,145)	特別地域 普通地域	単独施設
	計		8,835		
県立自然公園	県立養老溪谷奥清澄自然公園	S. 10. 8. 9 (S. 61. 5. 9)	2,790	特別地域 普通地域	単独施設
	県立九十九里自然公園	S. 10. 8. 9 (H. 5. 2. 5)	3,253	〃 〃	集団施設地区 単独施設
	県立印旛手賀自然公園	S. 27. 10. 24 (H. 7. 5. 2)	6,606	〃 〃	単独施設
	県立高宕山自然公園	S. 10. 8. 9 (S. 63. 10. 11)	2,342	〃 〃	単独施設
	県立嶺岡山系自然公園	S. 10. 8. 9 (S. 39. 6. 9)	1,574	普通地域	—
	県立富山自然公園	S. 26. 3. 3 (H. 7. 5. 2)	676	特別地域 普通地域	単独施設
	県立大利根自然公園	S. 10. 7. 5 (H. 7. 5. 2)	503	〃 〃	単独施設
	県立笠森鶴舞自然公園	S. 41. 3. 8 (S. 60. 1. 8)	1,948	〃 〃	単独市施設
	計		19,692		
合計		28,527			

(注)指定年月日欄の()内は最終点検年月日である

植物ではハマユウ、ホルトノキ、マルバチシャノキなど（分布北限）が知られ、動物では、オオキンカメムシなど（分布北限）やボウソウヤマキマダラヒカゲ、アカオサムシ、カズサオサムシなど（固有の亜種・変種）、房総特有の特徴を示すイモリ、ヤマカガシなどが知られています。

本県の植物的自然の特色は、湿潤な森林帯の中で、熱帯と温帯の移行が見られる世界でもごく限られた貴重な自然の中に位置しており、熱帯と温帯の両要素が共存し、多様な植物相を有していることです。維管束植物だけで、2,154種が分布し、日本全体の約7,300種の約3割が分布しています。

また、野鳥は、5年度に実施した調査によると、51年から5年までに本県で330種の生息が確認されており、これは全国で生息が確認されている鳥類568種（日本鳥類目録）の約58%にあたります。

さらに、獣類は、千葉県レッドデータブック（12年3月発行）を作成する際に行った調査で、32種類が確認されています。

しかし、開発等による生息・生育環境の消滅・分断、また乱獲・外来種との競合などにより減少又は絶滅のおそれのある種があり、その保全が重要な課題となっています。

2. 希少種の保全対策

(1) 希少野生動植物の保全

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物に指定されているミヤコタナゴの安定した生息環境の確保を図るため、水路環境の整備、ミヤコタナゴの保護飼育及び人工繁殖、生息状況の定期的観察などの保護増殖事業を実施しました。

(2) *レッドデータブックの改訂

7年度から5か年計画で、県内に生息・生育する保護上重要な野生動植物の現状と保護のあり方をまとめた「千葉県レッドデータブック」を刊行することとし、10年度に「植物編」を、11年度に「動物編」を取りまとめ公表し、さらに12年度には植物編と動物編を活用し易いようにコンパクトにまとめた「千葉県レッドデータブックー普及版ー」を公表したところです。これらは、環境アセスメントや希少な野生動植物の保全等に活用されています。

しかし、自然が年々変化していく中で、野生生物の生息環境も刻々と変化している状況を踏まえ、14年度から、レッドデータブック改訂の基となるレッドリスト（レッドデータブックに掲げるべき絶滅の恐れのある野生生物の種のリスト）の見直しを順次行っていくこととし、14・15年度にはレッドリスト植物編の改訂を行いました。

(3) 生物生息空間（ビオトープ）の推進

「人と自然との共生」という観点から、「生物多様性の確保」対策として、8年度から、生物の生息する空間（*ビオトープ）を確保した地域づくりを推進するため、ビオトープ事業の推進調査検討委員会を開催し、調査・検討を行ってきました。

13年度には、「千葉県ビオトープ推進マニュアル」と「千葉県ビオトープ事例集」を作成、発刊し、市町村等の行政機関や県内の小学校、図書館に配布した。15年度は一般県民を対象にビオトープ推進シンポジウムを開催しました。

今後も、様々な機会をとらえ、本書を広く普及し、地域でのビオトープ確保を支援していくことにしています。

(4) 外来種対策

本来日本にはいない生物、または国内においてもその地域にいない生物が、人為的に持ち込まれ、新しい土地で生息生育しているものを、外来種と言い、もとからいた生物を駆逐したりして、本来の生態系を大きく攪乱することがあります。

県内においては、アカゲザル、キョン、アライグマ、カミツキガメ、チャネルキャットフィッシュ

（アメリカナマズ）等が外来種として確認されています。

外来種全体に対する基本的な考え方を策定するため、16年度より学識経験者からなる千葉県外来種対策検討委員会を設置し検討を行っています。

また、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が16年に公布され、17年中に施行される予定です。

第4節 鳥獣の保護管理

1. 鳥獣の保護

(1) 鳥獣保護事業計画の策定

都市化や工業化に伴う開発の進展による干潟の埋立や森林の伐採などにより、野生鳥獣の生息環境は悪化し、その生息数は減少しています。また、野生鳥獣の中には、時期的、地域的に農林業等に被害を与えるものもあります。このため、鳥獣の適正な保護繁殖を図るためには、長期にわたる計画的な鳥獣保護対策及び生息数の調整等鳥獣の適正な管理を行うことが必要です。

そこで県では、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき策定した「第9次鳥獣保護事業計画」（14年度～18年度）及び千葉県特定鳥獣管理計画（15年度～18年度）により、鳥獣の適正な管理を行い農林水産業と調整を図りながら、鳥獣保護対策を推進しています。また、鳥獣保護員を設置するなど鳥獣保護事業の実施体制を整備しています。

(2) 鳥獣保護区等の指定

鳥獣の捕獲を禁止し、鳥獣の保護繁殖を図るため鳥獣保護区を指定し、保護が特に必要な地域については、鳥獣保護区内に特別保護地区を指定しています。また、狩猟により減少した狩猟鳥獣の生息数を回復させるため休猟区を指定しています（表2-4-3）。

また、野鳥の生息地及び野鳥観察の場としての環境整備を図るため、行徳内陸性湿地帯の再整備を行い、適正な管理を行っています。

なお、習志野市の国設谷津鳥獣保護区（谷津干潟）が5年6月に「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（*ラムサール条約）の登録湿地として指定されました。

表2-4-3 鳥獣保護区等指定状況（16年9月末現在）

区 分	箇所数	面積 (ha)
鳥 獣 保 護 区	61	41,562
休 猟 区	7	12,592
銃 猟 禁 止 区 域	228	175,313
(参考) 国設鳥獣保護区	1	41
鉛 散 弾 規 制 地 域	1	245

（3）鳥獣の人工増殖及び放鳥

生息数に比べて特に捕獲数が多いキジ・ヤマドリ等については人工増殖を行い、鳥獣保護区及び休猟区に放鳥して、生息数の減少を防止しています。

（4）鳥獣の生息状況等の調査

鳥獣保護事業を適切に実施していくには、鳥獣の生息状況を把握することが不可欠です。

このため、鳥獣保護区内野生鳥獣生息環境調査を実施するなど基礎資料の集積に努めています。

（5）鳥獣保護思想の普及啓発

鳥獣保護事業の目的を達成するためには、広く県民に鳥獣保護思想を普及啓発する必要があることから、*愛鳥週間（毎年5月10日～16日）行事（探鳥会、ポスターコンクール）を行っています。

また、獣医師による傷病鳥獣の治療や野生復帰まで飼養を行うボランティア制度を内容とする傷病野生鳥獣救護事業を実施しているほか、千葉県行徳野鳥観察舎には傷病鳥収容・回復訓練施設を設置しています。

2. 鳥獣の管理

野生鳥獣による農林業等の被害の軽減を図り、鳥獣の適正な保護管理を行うため、次のような対策を実施しています。

（1）有害鳥獣の生息数の調整

特に害性の強い鳥獣は、狩猟により生息数が調整されているが、これでもなお被害の軽減が図れない場合は、有害鳥獣捕獲の許可を市町村等の申

請に基づき行い、被害防止を図っています。

（2）野生鹿に係る保護管理対策

野生鹿による農林業等の被害の軽減と適正な保護管理に資するため、「千葉県野生鹿保護管理対策協議会」の協議結果に基づき、県実施による「野生鹿調査及び生息数調整のための捕獲事業」により生息数の調整を図り、併せて野生鹿の生息・生態等を調査する「房総半島におけるニホンジカの保護管理に関する調査」を行っています。

（3）野生猿に係る保護管理対策

野生猿による農林業等の被害は依然として大きいことから、15年4月に策定した「千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）」に基づき、コアエリア（保護地域）内に生息する猿を保護するとともに、コアエリア外で農作物等に被害を与える猿を計画的に捕獲することとしています。

そのため、市町村等の申請により特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整の許可を出すとともに、「専任ハンターによる捕獲事業」及び「小型檻による捕獲事業」を推進しつつ、市町村が実施する保護管理事業への補助等を実施しています。また、科学的に保護管理を行なうために、「房総半島における野生猿の管理に関する調査」を実施しています。

また、特定鳥獣保護管理計画の策定を受け、新たに群れ単位で野生猿の行動域を調査すると共に、集落を単位とした総合的な被害対策等を調査研究するため、15年度から君津市を対象として「野生猿群管理モデル事業」を実施しています。

3. 鳥獣による農作物等被害対策

野生猿、野生鹿及び最近被害が急増しているイノシシによる農林産物の被害を防止するため、市町村等が行う防護柵の設置に対し助成しています。

なお、有害獣対策指導員を委嘱し、地域に密着した被害防止対策の指導・普及を行っています。

また、県及び地域段階に有害鳥獣農作物等被害対策連絡会議を設置し、関係者が一体となり積極的な防止対策に取り組んでいます。

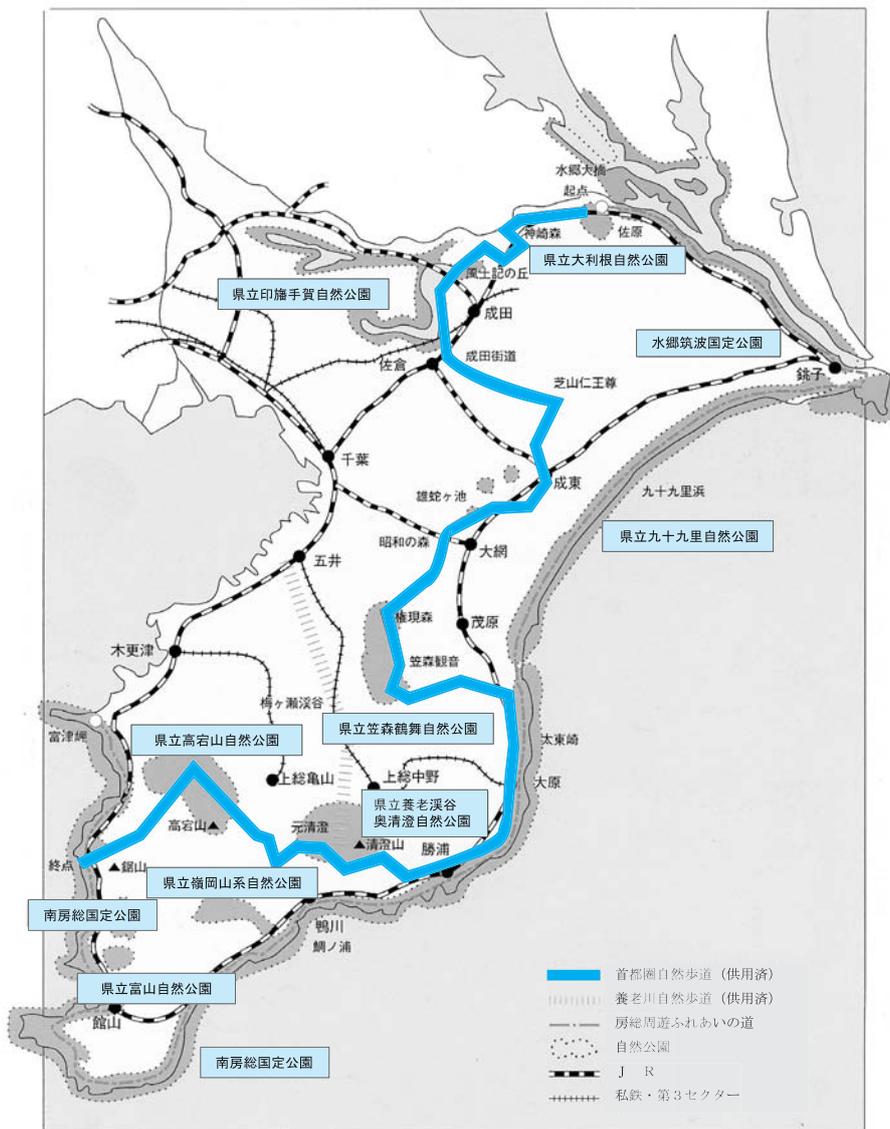


図2-4-2 自然歩道概要図

4. 狩猟の適正化

狩猟については、農林水産業の振興等を図る見地から、有害性のある鳥獣の生息数の調整機能として実施されており、狩猟期間は、本県では、11月15日から翌年2月15日までとなっています。県では講習会などにより狩猟の適正化を図っているほか、銃器の使用による危険防止と静ひつ維持のため銃猟禁止区域を設定しています(表2-4-3)。

5. 千葉県射撃場の環境保全対策

千葉県射撃場は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく狩猟免許試験及び狩猟者講習会を実施するための研修施設並びに狩猟者が安全狩猟を行うための実技訓練の場として昭和55

年に県が設置し、(社)千葉県猟友会が管理運営を行ってきました。

ここで使用された鉛散弾が施設内に大量に堆積しているため、今後の周辺環境への影響を考慮し、堆積した鉛を撤去するため、13年7月に射撃場を閉鎖したところであり、14年度から、3年計画で鉛撤去の作業を進めています。

第5節 自然とのふれあいの確保

1. ふれあいのための施設整備

(1) 自然歩道の整備

余暇時間の増大や高齢化社会の到来など社会情勢の変化や、人々の価値観がものの豊かさから心

の豊かさ、生活の潤いへと変化するなかで、豊かな自然とのふれあいを求める自然志向が高まっています。

自然歩道は、このような、県民のニーズに応えるため、自らの「足」で豊かな自然・歴史・文化にふれ、郷土を再確認し自然保護思想の高揚を図るとともに、健全な心身の育成を図ることを目的に整備を進めています。

昭和63年に、佐原市を起点に、富津市に至る延長約270kmが「首都圏自然歩道」として整備され、多くの人に利用されています。また、この「首都圏自然歩道」に接続して、養老川沿いに大多喜町の麻綿原から市原市の養老橋に至る「養老川自然歩道」の整備も8年度に完成しました(図2-4-2)。

さらに、首都圏自然歩道に接続して、富津市から海沿いに房総半島を一周して佐原市に至る約280kmの房総周遊ふれあいの道のうち、富津市から館山市までの50kmの区間を9年度から着手しています。

(2) いすみ環境と文化のさとの整備

いすみ環境と文化のさとは、一昔前まで身近にふれあうことのできた昆虫や小動物の生息する豊かな環境を保全するとともに、自然や郷土の文化にふれあう体験学習の場を整備し、環境に対する意識の高揚を図るため、7年1月にオープンしました。ネイチャーセンター、昆虫広場、生態園などがあるセンター地区とホテルの里やトンボの沼などの7か所のスポット地区が、夷隅町、大原町、岬町にまたがり点在している。これらのスポット等を活用した年間30回余の自然と親しむ行事が実施されています。

2. ふれあいの機会の創出

自然に対する理解を深めるとともに、大切にすることを育むため、「小川の生き物ウォッチング」や「トンボ観察会」等を実施しました。

また、自然保護思想の普及啓発を図るため、県内180の小中学校からの1533点の応募による自然保護図画展を実施しました。

第6節 森林の保全

1. 森林の現状

(1) 森林の分布

本県の森林は、58%が県南部(夷隅、君津及び安房)の丘陵地に、残り42%が県北部(市原市及び長生郡以北)の台地及び台地斜面に分布しています。

森林の所有形態は、民有林(公有林、私有林)が94%と大部分を占め、国有林はわずか6%にすぎない。民有林の内訳は、公有林(県有林、市町村有林、財産区有林)が7%で、私有林が93%です。

林種別には、人工林が39%、天然林が48%、その他13%である。人工林の構成は、スギ78%、ヒノキ14%、マツ6%、その他2%で、スギの57%、ヒノキの81%が南部に分布し、マツの77%が北部に分布しています。天然林は、その60%が南部に分布しており、大部分はシイ、カシなどの常緑樹であり、北部ではコナラなどの落葉広葉樹が主体です。

(2) 森林面積等

本県の森林面積は、16万1,688haで全国第40位、*林野率は全国平均の約半分の31%で第45位です。林野率を地区別に見ると、東葛飾地区が最も低く7%、夷隅地区が最も高く56%となっており、地区により著しい偏りが見られます。

県民1人当たりの森林面積は、268㎡で全国平均(1,972㎡)の約7分の1という現状にあり、地区別には東葛飾地区が1人当たり14㎡と最も少なく、夷隅地区が2,701㎡と最も多くなっています。

県の森林は、都市化の進展に伴い、都市的土地利用に転換されて減少傾向にあります。

(3) 保安林の現状

本県の*保安林は1万8,389haで、水源のかん養、災害の防止及び保健休養等環境保全を目的として指定されています。

2. 森林の保全対策

森林は、木材生産機能等の経済的機能に加え、水源かん養、山地災害の防止、保健休養等の多面

的な機能を有しており、これら諸機能の発揮を通じて県民生活に深い関わりを持っています。

県民の森林に対する要請は、水源の確保や自然環境の維持とともに、森林浴、野外レクリエーション、環境教育の場等のほか、地球温暖化防止に貢献する二酸化炭素の吸収源としての機能も注目されるなど、多様化かつ高度化しています。

本県の森林は、首都圏に残された貴重な緑資源であることから、県民の要請に応えるためにはその保全と適正な管理が必要であります。

13年7月には森林・林業基本法の制定や森林法の一部が改正され、今後の林政の展開方向が、森林の有する多面的機能の発揮や林業の持続的かつ健全な発展の実現を目指す政策に転換されました。これを受け、県内の森林を重視すべき機能に応じて、*「**水土保全林**」、*「**森林と人との共生林**」、*「**資源の循環利用林**」の3つに区分して、それぞれに応じた施策を計画的に展開しています。

森林を保全し、森林の有する多面的機能を高度に発揮させ、緑豊かで、潤いのある郷土をつくるために、県では次の施策を実施しています。

(1) 地域森林計画

適正かつ計画的な森林施策を推進するため、全県を2つの森林計画区に分け、それぞれ5年毎に10年を1期とする***地域森林計画**を策定しています。

また、市町村では地域森林計画に基づき民有林を重視すべき機能に応じて次のように区分しています。

表2-4-4

区 分	面積 (ha)	割合 (%)
水 土 保 全 林	66,771	45
森林と人との共生林	43,095	29
資源の循環利用林	38,885	26
計	148,751	100

(2) 林地開発行為の規制

1haを超える森林の開発行為について、林地の適正な利用を確保するため、林地開発許可制度の運用により、①機能の高い森林の保全、②開発行

為の目的別に一定率の残置又は造成森林（緑地）の確保、③土石採取跡地等の植林による森林への早期回復等指導の徹底を図りました。また、産業廃棄物、残土等の違法投棄を未然に防止し森林の保全を図るため、林地監視員を配置してパトロールを実施しています。

(3) 治山事業と保安林の整備

森林の有する公益的機能の維持増進を図り、安全で住みよい県土づくりを推進するため、山崩れの復旧・予防、水源林や環境保全林の整備、海岸林の整備、地すべりの防止等の治山事業を実施しています。また、地域森林計画に基づき保安林の新規指定を促進するとともに、機能向上を図るための整備、改良及び保安林の巡視を実施しています。

(4) 森林の整備と保護

林業の振興と森林の有する公益的機能を高度に発揮させるため、計画的・組織的な造林、間伐・保育を推進しています。また、森林を健全な状態に維持していくため、松くい虫の防除やサンプスギ特有の非赤枯性溝腐病の被害対策を実施しています。

(5) 緑化の推進

緑化思想の普及啓発のため、15年5月18日、天皇皇后両陛下をお迎えして、「広げよう緑の大地豊かな心」をメインテーマに第54回全国植樹祭を木更津市及び君津市を会場に開催しました。

県民参加によるみどりづくりを推進するため、緑の募金活動、みどりのボランティア推進事業、里山活用促進事業、里山保全整備活用事業などを実施しています。

また、次代を担うみどりの少年団の育成を行っています。

(6) 県営林の育成・管理

県民ニーズに応えた幅広い活用を図るため、県営林の適正な整備を行っています。

(7) 県民の森の整備

県民の健康増進と青少年の健全育成を図るため、森林レクリエーションや野外教育の場を提供する、県下6か所の県民の森を整備しています。

表2-4-5 都市公園の種類及び現況（16年3月末現在）

種類	種別	箇所	面積(ha)	内容	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	4,056	638.90	もっぱら住区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積0.25haを標準として配置する。
	都市基幹公園	近隣公園	243	429.10	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1近隣住区当たり1か所を面積2haを標準として配置する。
		地区公園	55	265.24	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1住区当たり1か所、面積4haを標準として配置する。
		総合公園	31	541.24	都市住民全般の休息、鑑賞、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1か所当たり面積10～50haを標準として配置する。
		運動公園	22	282.68	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1か所当たり面積15～75haを標準として配置する。
都市林		0	0	主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。	
広場公園		14	202	主として商業・業務系の土地利用が行なわれる地域において都市の環境の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。	
特殊公園		39	199.01	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園でその目的に則し配置する。	
大規模公園	広域公園	5	246.93	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック内の容易に利用可能な場所にブロック単位ごとに1か所程度面積50ha以上を標準として配置する。	
	レクリエーション都市	1	38.3	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に全体規模1,000haを標準として配置する。	
緩衝緑地		22	181.26	大気汚染、騒音・振動、悪臭等の公害の防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	
都市緑地		545	528.51	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、0.1ha以上を標準として配置する。ただし、既成市街地等において良好な樹林地帯がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつては、その規模を0.05ha以上とする。	
緑道		34	42.38	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹及び歩行者又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶように配置する。	
国営公園		0	0	主として一の都道府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1か所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置し、国家的に記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するよう整備する。	
合計		5,067	3,395.57	3,396ha（総公園面積） 5,823千人（都市計画区域内人口） =5.83㎡/人	

第7節 都市の自然環境の保全

1. 緑の基本計画と県広域緑地計画

都市における緑とオープンスペースは、身近なうらおいとやすらぎの場としてだけでなく、レクリエーションや防災、環境改善の機能など、多面的で重要な役割を担っています。

そのため、都市においては、現存する樹林地、水辺等の緑地を努めて保全するとともに、都市の基盤施設である都市公園の整備促進を図り、都市の緑の保全と緑化の推進を積極的に行っていくことが求められています。

このことから、県全域を対象とした広域的な観点から緑とオープンスペースの目標水準と配置計画等を定めた、「千葉県公園緑地の将来像（千葉県広域緑地計画）」を9年12月に策定したところです。

また各市町村が、緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等をまとめたものが、市町村の作成する「緑の基本計画」です。

緑の基本計画の策定状況は、16年9月30日現在、都市計画区域の対象59市町村のうち、策定済が24市町村、策定中が13市町であり、その重要性に配

慮した早急な策定が求められています。

2. 都市公園の整備

都市公園は、都市における自然環境の保全、レクリエーションの場の提供、都市防災の拠点等の機能を持ち、都市の基盤施設であることから、その施設の整備充実を図っています。県では、地域住民の広域的な利用を図ることを目的とした公園を中心に整備することとしており、幕張海浜公園（千葉市）、柏の葉公園（柏市）、長生の森公園（茂原市）、八千代広域公園（八千代市）、手賀沼自然ふれあい緑道（柏市、沼南町）等の事業を進めています。

また、市町村の行う都市公園整備について指導等を行っています。

本県における都市公園は、16年3月末現在31市10町3村で5,067か所、面積3,396haが開設されており、都市計画区域内人口1人当たりの公園面積は約5.8㎡となっています（表2-4-5）。

3. 都市の緑地等の保全

（1）緑地保全地区と緑地協定等

「都市緑地保全法」は、都市計画区域内において、良好な自然環境を有する緑地を保全すること及び緑化の推進を図ることを目的として緑地保全

表2-4-6 緑地保全地区の指定状況（16年3月末現在）

市町村	名 称	位 置	面 積	指定年月日
市 川 市	平田緑地保全地区	市川市平田2丁目の一部の区域	0.7ha	56.3.20
〃	子の神緑地保全地区	〃 北方3丁目の一部の区域	0.7	〃
〃	宮久保緑地保全地区	〃 宮久保4丁目の一部の区域	0.6	〃
我 孫 子	船戸緑地保全地区	我孫子市船戸1丁目の一部の区域	2.0	57.8.6
佐 倉 市	鐮木緑地保全地区	佐倉市内鐮木町字諏訪尾余の一部の区域	1.9	59.8.21
千 葉 市	登戸緑町緑地保全地区	千葉市中央区登戸町5丁目及び稲毛区緑町の各一部の区域	1.1	元.3.14
柏 市	南柏緑地保全地区	柏市豊四季弁天谷の一部の区域	0.5	〃
流 山 市	松ヶ丘緑地保全地区	流山市松ヶ丘1丁目の一部の区域	0.3	〃
千 葉 市	都町西の下緑地保全地区	千葉市中央区都町1丁目の一部の区域	0.7	4.5.15
〃	宮崎台緑地保全地区	千葉市中央区宮崎町の一部の区域	1.8	8.3.1
〃	川戸緑地保全地区	千葉市中央区川戸町の一部の区域	4.1	10.8.18
〃	花島観音緑地保全地区	千葉市花見川区花島町の一部の区域	0.4	〃
計	12 地 区		14.8	

地区、緑地協定及び市民緑地制度を定めているが、近年の高まりつつある住民の自発的な取り組みを積極的に盛り立てることを目的とした法改正が13年に行われ、既定制度の拡充と併せて、管理協定及び緑化施設整備計画の認定制度の創設が図られたところです。

ア 緑地保全地区

緑地保全地区の指定要件は次のとおりです（表2-4-6）。

- (ア) 無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な緩衝緑地帯として適切な位置、規模及び形態を有する緑地
- (イ) 寺社、遺跡等と一体となって、又は風俗習慣と結びついて伝統的、文化的意義を有する緑地
- (ウ) 風致、景観が優れているか、動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要がある、都市住民の健全な生活環境を確保するために必要な緑地

緑地保全地区での建築物の新築、土地の形質変更等の行為は厳しく規制されているが、これらの代償措置として損失補償、土地の買取り及び固定資産税の減免措置がとられている。

ます。

なお、地方分権一括法の施行に伴い、12年度から行為の許可事務等が当該市へ権限委譲されたところです。

イ 緑地協定制度

緑地協定は、一団の土地について樹木の種類やその他緑化に関する事項等が、土地所有者全

表2-4-7 緑地協定締結状況（16年3月末現在）

市町村名	協定件数	協定面積
千葉市	171	608.78ha
市川市	10	26.71
佐倉市	29	155.11
柏市	5	42.31
市原市	1	1.85
流山市	13	9.24
八千代市	72	63.19
我孫子市	6	27.00
栄町	8	61.00
鎌ヶ谷市	1	0.56
東金市	3	32.81
四街道市	5	19.38
浦安市	1	3.81
計	325	1,051.75

表2-4-8 近郊緑地指定状況（16年3月末現在）

市町	名称	決定年月日	面積	所在地
千葉市	東千葉近郊緑地保全区域	42. 2. 16	734.0ha	千葉市若葉区五十土町、川井町、大広町、佐和町及び野呂町並びに緑区平山町、高田町及び辺田町の各一部の区域
	東千葉近郊緑地特別保全地区	42. 3. 25	61.3ha	千葉市緑区高田町及び若葉区野呂町の各一部の区域
市川市	行徳近郊緑地保全区域	45. 5. 25	83.0	市川市大字湊、湊新田および欠真間の各一部並びにその地先
	行徳近郊緑地特別保全地区	45. 8. 28	83.0	同上
君津市	君津近郊緑地保全区域	48. 6. 20	635.0	君津市大字草牛、六手、馬登、作木、大山野、尾車の各一部の区域
野田市	利根川・菅生沼近郊緑地私保全区域	52. 9. 21	862.0	野田市大字長谷、小山、船形、蕨打、目吹、木野崎、三ツ堀、瀬戸、関宿江戸、関宿町、関宿三軒家、関宿台町、新田戸、桐ヶ作、古布内及び木間ヶ瀬の各一部の区域

(注) 1. 東千葉近郊緑地特別保全地区は、同保全区域の一部分である。
2. 行徳近郊緑地特別保全地区は、同保全区域の全域である。

表2-4-9 生産緑地地区指定状況（16年3月末現在）

市町村名	市街化区域面積	市街化区域内農地のうち生産緑地指定	
		地区数	面積
千葉市	12,868	533	126.18
市川市	3,976	388	111.24
船橋市	5,509	589	213.51
木更津市	3,555	85	11.04
松戸市	4,444	631	171.06
野田市	2,111	209	38.08
成田市	2,054	89	31.03
佐倉市	2,409	15	3.89
習志野市	1,818	104	18.16
柏市	4,738	473	151.01
市原市	6,371	154	24.15
流山市	2,151	323	92.51
八千代市	2,239	217	61.94
我孫子市	1,600	137	29.11
鎌ヶ谷市	1,073	173	85.86
君津市	2,195	26	3.83
富津市	1,237	69	15.29
浦安市	1,697	0	0.00
四街道市	1,245	86	25.75
袖ヶ浦市	2,063	67	9.03
印西市	1,500	18	2.64
白井市	848	42	23.42
富津市	469	43	12.60
計	68,170	4,471	1,261.33ha

旧法地区

市町村名	市街化区域面積	市街化区域内農地のうち生産緑地指定		種別
		地区数	面積	
船橋市	5,509	1	16.39	旧第一種
白井町	848	7	24.68	旧第一種
計	6,357	8	41.07	

合計23市	68,170ha	4,479	1,302.40ha
-------	----------	-------	------------

員の合意のもとに締結される協定で、住民相互による緑化活動を促進するとともに、この緑化活動を通じて地域のコミュニティの形成や老人の生きがい対策の充実を図り、都市の良好な生活環境を確保するための制度です。緑豊かな街づくりに対する意識が高まるなか、年々協定件数も増えてきています（表2-4-7）。

表2-4-10 風致地区指定状況（16年3月末現在）

市	風致地区	面積	指定年月日
市川市	国府台	596.0ha	13.10.28 (48.12.28)
	八幡	54.0	
	法華経寺	60.0	48.12.28
	大町	52.0	
船橋市	梨風園	7.0	13.10.22 (48.2.27)
	葛飾	95.0	
	中山競馬場	89.1	
	法典	107.2	
銚子市	滝不動	217.0	13.10.22 (48.2.27)
	御前鬼山	10.8	
	川口	13.2	
	海鹿島	42.0	
佐原市	犬吠崎	204.3	11.12.28 (49.1.29)
	七ッ池	154.1	
	佐原	244.0	
計	香取神宮	357.0	17.4.4
	16地区	2,302.7	

(注) () は最終指定年月日

ウ 市民緑地制度

市民緑地制度は、屋敷林などまちの中の樹林地や空き地の草原など、今や都市における貴重な緑の空間となっているこれらの土地の所有者からの申し出により、地方公共団体等が当該土地の所有者と市民緑地契約を締結し、これに基づき地方公共団体等が一定の期間その土地を管理し、住民に公開する制度です。

エ 緑地管理機構制度

民間団体や市民による自発的な緑地の保全、緑化の推進を図る観点から、地方公共団体に加え、一定の緑地整備や管理能力を有する公益法人について知事がこれを指定し、市民緑地の設置・管理主体、緑地の買い取り・管理主体等として位置付ける制度です。13年の法改正により、NPO法人が追加されるなど、一部指定要件の緩和等が図られました。

オ 管理協定制度

13年度の法改正により地方公共団体又は緑地管理機構は、緑地保全区域内の緑地の保全のため必要があると認めるときは、当該緑地保全区

域内の土地所有者等全員と一定事項を定めた管理協定を締結して区域内の緑地の管理を行うことができる制度が創設されました。

カ 緑化施設整備計画の認定制度

13年度の法改正により緑化の推進を重点的に図るべき地区として定められた地区内の建築物の敷地内において緑化施設を整備しようとする者は、その緑化施設整備計画を作成し、市町村長が認定をすることができる制度が創設されました。

(2) 首都圏近郊緑地保全区域及び同特別保全地区

首都圏近郊整備地帯において、良好な自然環境と相当規模の広さを有している緑地を保全するために「首都圏近郊緑地保全法」が制定されています。保全区域を指定したときには、近郊緑地保全計画を定めて、緑地保全のための整備を行うこととしています。

また、指定された保全区域における一定の行為については届出が必要となっています。

特に自然環境が重要なところについては、特別保全地区として都市計画に定め、この地区内での建築物の新築、土地の形質変更等の行為については許可制がとられています(表2-4-8)。

なお、地方分権一括法の施行に伴い、12年度から行為の許可事務等が、当該市へ権限委譲されました。

(3) 生産緑地

都市化の進展に伴い、市街化区域内において、優れた農地が無秩序に市街化され生活環境の悪化をもたらすことから、これらを計画的に保全し良好な都市環境をつくるため、「生産緑地法」に基づき生産緑地が指定されています(表2-4-9)。

(4) 風致地区

都市における風致、景観の維持を目的として「都市計画法」に基づく地域地区のひとつとして指定されています(表2-4-10)。

風致地区内では、「千葉県風致地区条例」によって建築物の新築、土地の形質変更等の行為について知事の許可が必要とされ、都市の風致の維持がなされるよう規制が行われています。

なお、市川市と船橋市に位置する風致地区内の許可事務は、13年度から当該市へ権限委譲を行いました。

(5) 樹木・樹林の保存

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」により、都市の健全な環境の維持及び向上に寄与させるため、一定の基準に該当する樹木、樹林を保存樹、保存樹林として指定するものです。この制度に基づく保存樹林として、千葉市と市川市で7か所、5.0haが指定されています。

また、各市町村独自の条例や要綱により、保存樹、保存樹林が指定され、良好な都市環境の維持向上を図っています。

第8節 文化財の保護

1. 史跡名勝天然記念物の指定

「文化財保護法」に規定する文化財のうち史跡、名勝及び天然記念物を総称して記念物といい国、県、市町村はそれぞれの段階に応じて指定を行い、保護を図っています(表2-4-11)。

- ①史跡：貝塚、古墳、集落跡、城跡、社寺跡等で歴史の正しい理解に欠くことのできないもの
- ②名勝：庭園、島嶼等で風致景観にすぐれ、あるいは芸術的、学術的価値の高いもの
- ③天然記念物：特有の動物及びその生息地、名木、巨樹、自然林、海浜植物群落、湖沼等の水草類、岩石・化石の産地、地層、洞穴等で学術上貴重で自然を記念するもの

記念物はその内容が自然環境と極めて密接な関連を有しています。また、指定行為は原則として指定時の現状を保存することを前提としており、この点で環境行政の一環に文化財の保護が関わってくるのです。

指定された各記念物の指定価値を損なう現状変更は基本的には認められておらず、厳格に保護が図られます。

2. 保護対策

(1) 史跡の公有化と整備

史跡はいわば歴史的環境であり、直接自然環境にかかわるものではないが、結果的には、その多くが良好な自然環境を維持しています。

本県では、史跡のより完全な保護のために可能な限りの公有化を図るほか、歴史的環境を維持し、広く活用を図る意味で史跡公園等の形での整備を促進しています（表2-4-12）。

なお、この事業は市町村等が実施する事業の経費の一部を県として助成するものです。

(2) 名勝指定地の公有化と整備

名勝は文化史的な背景をもつ風景や庭園などで、その存在は自然環境に支えられています。したがって、その保護はそのまま自然環境の保護につながるものです。保護対策としては、市町村等が行う公有化や保存整備事業があります。

(3) 天然記念物

天然記念物は自然そのものであり、名勝と同じくその保護は自然の保護であります。動物の生息条件は植物以上に周辺の環境に左右され、自然環境の変化を如実に反映します。また、植物の指定は植物生態学上の視点による自然林、社叢等の指定が主流となっています（表2-4-13）。

保護対策としては、保護増殖事業等があり、この事業を市町村等が実施する場合には事業の経費の一部を県として助成するものです（表2-4-14）。

表2-4-11 本県における記念物指定状況
(16年3月末現在)

	国	県	市町村	合計
史跡	23	80	360	463
名勝	1	5	8	14
天然記念物	16	49	179	239
合計	40	134	542	715

表2-4-12 15年度実施した事業
—史跡の公有化—

市町村名	指定区分	遺跡名	事業内容
市川市	国	曾谷貝塚	先行取得償還
野田市	国	山崎貝塚	先行取得償還
市川市	国	下総国分尼寺跡	先行取得償還
酒々井町	国	本佐倉城跡	先行取得償還
富津市	国	内裏塚古墳	直接買上げ

表2-4-13 国・県天然記念物の指定状況及び分類

区分	分類	国	県	合計
動物	種	3	0	3
	生息地・発生地	3	2	5
植物	単木	4	17	21
	群落地・自生地	3	4	7
	自然林・社叢等	1	18	19
地質	化石	1	4	5
鉱物	洞穴	0	2	2
	褶曲・侵蝕	1	2	3
合計		16	49	65

表2-4-14 15年度調査・保護・増殖の状況

事業者	指定区分	天然記念物	事業内容
夷隅町	国	ミヤコタナゴ	保護・増殖